

Formation of Ten Guns (郡) North of Kurokawa-Gun (黒川郡)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-11-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊谷, 公男 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24285

黒川以北十郡の成立

熊谷公男

はじめに

奈良時代から平安初期にかけて、大崎平野を中心とする現宮城県北部一帯は、しばしば「黒川以北十郡」と一括して呼ばれ、特別な地域を形づくっていたことは周知の通りである。これらの地域が、他地域にほとんど例を見ないほど微小な郡に細分されながら、一方で一体的に把握される、という非常に特異なあり方をしていたのは、『統紀』延暦八（七八九）年八月己亥条に「其牡鹿・小田・新田・長岡・志太・玉造・富田・色麻・賀美・黒川等一十箇郡、与_レ賊接_レ居不_レ可_二同等_一、故特延_二復年_一」とあるように、蝦夷と近接した地域であったことによるものと考えられる。天平七（七三五）年五月二十一日格に見える「陸奥之近夷郡」〔三代格〕弘仁五年三月二十九日官符所引〕も同地域を指したものであろう。また一方で、この地域は『統紀』天平九（七三七）年四月戊午条の「玉造等五柵」、いわゆる天平五柵が置かれたところでもあった。そこで黒川以北十郡の存在形態は、これらの城柵の存在・機能とも深く関連しているの

ではないか、ということが容易に予想される。

東北の古代城柵に関しては、近年多賀城の発掘調査にあたった人びとによって、その成果をふまえて城柵＝官衙説が提起され、旧来の「蝦夷征伐」史観は重大な反省をせまられることになった。その点でこの城柵＝官衙説が研究史上画期的な意義をもつことはいうまでもない。ただその後考古学・文献史学両分野からいつくかの批判も出されており、筆者は、「城柵の基本的性格と実体が国府・郡衙にほかならないとすれば、どうしてことさら「城」とか「柵」とか呼ばれているのであろうか」「城柵からその軍事的性格を完全に拭い去ってしまうおうとするのは、やはり無理だ」という気がする。その建物の配置が他の国府などと同一であることは、城柵が国府や郡衙の機能もあわせて持ったものであることを示すにとどまり、基本的な軍事的性格を否定する力があるかどうか。また……築地ならば軍事基地的な性格なしといえるかどうか（虎尾俊哉「律令国家と蝦夷」〔若い世代と語る日本の歴史二〇〕評論社 一九七五 一一七頁）、あるいは「あえていえば、この城柵＝官衙説が従来の軍事基地説への批判に性急なあまり、城柵の問題を官衙一般の問題に解消してし

まい、古代東北地方のもつ固有の意義を過少に評価する結果になつたように思われる〔佐藤宗諄「城柵の彼方」(『日本史研究』二八〇一九八五)〕、「城柵は、蝦夷との戦争のための軍事的拠点とのみ考えるのは誤りである。……しかし、もちろん城柵は軍事的性格をもたないといつたら誤りである。……国司の管下に軍毅・兵士が常駐し、また外郭には、築地塀・土塁・材木列などをめぐらしており、軍事的性格を濃厚にもつていた」(今泉隆雄「多賀城の時代」(渡辺信夫編『図説宮城県史』河出書房新社 一九八八)といった評価に共感できる点が多い。今泉隆雄氏が指摘しているように、陸奥・出羽両国と出羽建国以前の越後国は公民支配と蝦夷支配の両方に関わっていたが、そのうち郡—里(郷)の機構が前者に対応し、在地の豪族・有力者が任じられたのに対して、城柵は後者に対応する機構で、国府から派遣された国司が統轄したと見るべきであつて、「城柵と郡家は、官制はもちろんその設置の目的が違う」ことを十分に確認することが重要であると思われる(今泉隆雄「城柵の官制について」(科学研究費研究成果報告書「北日本中世史の総合的研究」一九八八)。

蝦夷支配とは、法的に言えば職員令大國条に、一般の国司の職掌をかかげたあとに、特に陸奥・出羽・越後の国守の職掌として規定されている「饗給(大宝令では撫慰)、征討、斥候」の三つの職掌に相当し、城柵はいつてみればこれらの規定を実現するために設置された施設であり、城柵に国司四等官が軍毅・兵士などを率いて派遣されたのもこの職員令の規定を法的根拠とするものであつた(今泉

氏、前掲「城柵の官制について」。ところでこのような蝦夷支配を実現するためには、征討ないし守備に多数の兵士・軍糧が必要ばかりでなく、饗給(撫慰)とは饗宴や賜禄によって蝦夷を懐柔して支配下に入れること(今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館 一九八六)であつたから、これにも多くの糧食・物資を要した。すなわち城柵を拠点とする蝦夷支配は、膨大な人的・物的資源がその政策の遂行に不可欠であつたのであり、律令国家はその調達にたえず努力しなければならなかつた。

この人的・物的資源の供給に東国が重要な役割をはたしたことは広く知られている。城柵と郡が、それ自体としては目的を異にする別個の機構であることは、まさしく今泉氏が指摘した通りと思われるが、近夷郡としての黒川以北十郡の性格を考える場合、城柵支配の遂行に必要な人的・物的資源の供給基盤という視点からの考察が必要と思われる。「近夷郡」としての黒川以北十郡が、城柵設置地域に細分化された小郡の集合体として存在するというきわめて特異な形態をとつたのは、これらの郡が城柵の蝦夷支配と不可分に結びつき、これを支える重要な基盤となつていたことによると思われるのである。

令制当初、越後・陸奥両国はいずれもその北端に蝦夷と境を接する特別な地域をかかえており、和銅五(七一二年)の出羽建国と、養老二(七一八)年の石城・石背両国の分離による小規模な陸奥国の成立は、蝦夷と境を接する特別な地域を別個の国として独立させるという意味があつたと解され、「新制度下の陸奥国と出羽国は蝦夷

と境を接し、蝦夷との関係が殆どすべてである国であった(「工藤雅樹『石城・石背両国の分置と広域陸奥国の復活』(関晃先生古稀記念会編『律令国家の構造』吉川弘文館 一九八九)。石城・石背両国はまもなく陸奥国に再併合されるが、黒川以北十郡が成立したのはこのような律令国家の蝦夷政策の重要な変更が相ついで時期にあつており、そういう意味でこの時期の蝦夷政策全体の中で黒川以北十郡の成立の意義を考へてみる必要がある。

小稿では、まず黒川以北十郡の成立過程を検討し、つぎにそれを律令国家の蝦夷政策全体のなかに位置づけ、その成立の時期と意義とを考へてみたい。

一、黒川以北十郡の成立過程

黒川以北十郡の成立過程を考へるにあつて、まず最初に問題となる史料は、『統紀』慶雲四(七〇七)年五月癸亥条の「陸奥国信太郎生王五百足」らが百済救援のときに唐の捕虜となり、官戸とされて四十余年を彼の地ですごしたが、遣唐使粟田真人にしたがつて帰朝した、という記事である。従来はここに見える「信太郎」を陸奥国信夫郡ないし常陸国信太郎の誤りと解する見解が一般的であつたが、これはやはり史料解釈としては恣意的に過ぎるというべきであろう。最近、仙台市郡山遺跡・古川市名生館遺跡など、多賀城よりも確実にふるい城柵・官衙遺跡が相ついで発見されたことによつて、七世紀後半〜八世紀初めの陸奥国の北限についての従来の通説的見

解はもはや成り立ちえなくなつており、上記の「信太郎」についても、のちの黒川以北十郡の一つの志太郎に相当するとみる見方が一般的となつている(平川南「律令制下の多賀城」(『多賀城跡 政庁跡本文編』宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所 一九八二)。高橋崇「蝦夷」(中公新書 中央公論社 一九八六 一一五頁)。今泉隆雄「名生館遺跡と東北の支配」(前掲「図説宮城県の歴史」)。工藤氏、前掲「石城・石背両国の分置と広域陸奥国の復活」など。筆者もこの見方に賛成である。したがつて八世紀の初頭には少なくとも大崎平野の南部に建郡が及んでいたことになる。白村江の戦いのあつた六六〇年代初頭に、この地域にすでに評が建てられていたとは速断しがたいが、兵士の徴発が可能な程度に中央政府の支配が及んでいたことは認めなければならないであろう(今泉氏、前掲「名生館遺跡と東北の支配」。工藤氏、前掲「石城・石背両国の分置と広域陸奥国の復活」)。

つぎに黒川以北十郡に関係する史料は、『統紀』和銅六(七一三)年十二月辛卯条の「新建陸奥国丹取郡」という記事である。ここに見える丹取郡については、かつては名取郡のこととする説が一般的であつた。ところがこの「丹取」という地名は、ほかに『統紀』神龜五(七二八)年四月丁丑条に「陸奥国請下新置白河軍団」、又改丹取軍団「為中玉作軍団上。並許之」と見えていて、玉造地方の地名と解するほうがはるかに自然であること、また創建期が七世紀末ないし八世紀初頭ごろとみられる古川市の名生館遺跡が発見されて、多賀城の創建よりも前に中央政府が大崎平野まで進出していた

ことが確實視されるようになったことから、現在では丹取郡を玉造地方に置かれた郡とみる見解が大勢をしめるようになっており、筆者もこの見解をとる。したがって丹取郡の建置之時点で、大崎地方には少なくとも信太・丹取の二郡が置かれていたことになるわけである。

さて、玉造地方に丹取郡が置かれた二年後の霊龜元（七一五）年には相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野六カ国の富民一千戸が陸奥に移配されている（『統紀』同年五月庚戌条）。この移民はいわゆる柵戸に相当するものとみられるから、その移配先は当時城柵が設置されていた地域であつたはずである。この移配が丹取建郡の直後にあたつてゐることからすると、丹取郡はいつてみれば東国からの柵戸移配の新たな受け皿として大崎地方に設置されたものにちがひなく、既存の信太郡などとともにこの地域が移配先の中心であつたらうと推測される。一千戸という戸数は郷里制下の二十郷分にあたり、黒川以北十郡が「和名抄」によれば二・五郷、平均三・二郷という小規模な郡からなつてゐることと対比すれば、この戸数はきわめて多数であり、それに「富民」と特記されてゐることも考慮すると、このときの柵戸の移配は大崎地方における律令国家の支配の進展を考へるうえできわめて重要な意味をもつてゐることは疑いがない。ただこのころに黒川以北十郡の成立を想定する考え（今泉氏、前掲「名生館遺跡と県北の支配」）は、後述するような理由からとらえない。

丹取郡の設置意義を考へるにあつて、もう一つ重要なてがかり

となるのが丹取軍団の存在である。さきにも引用したように『統紀』神龜五（七二八）年四月丁丑条に「改三丹取軍団一為二玉作軍団二」とあり、これ以前に丹取軍団が設置されてゐたことが知られるが、その名称からみて丹取郡の建置之降、それと一連の政策として置かれたものと推測される。とすれば、丹取郡をはじめとする大崎地方への柵戸の移配は、当初から柵戸の軍団兵としての徵発を予定してゐたものであつたことになる。近年柵戸の軍事的役割に否定的な見解がだされており（たとえば佐々木常人「鎮兵小考」（『東北歴史資料館研究紀要』一一一九八五）、筆者も同感できる点が多いが、その軍事的意義を全面的に否定するのはやはり無理と思われる。専門兵士としての鎮兵の前身を柵戸に求め、柵戸から鎮兵へといった系譜を想定するような考えは、鎮兵制の変遷過程（後述）からいっても、柵戸がそれ自体としては決して兵制上の区分ではないことからも、明らかに成り立ちがたい。『統紀』神護景雲二（七六八）年九月壬辰条には、百済王敬福が陸奥守のとき他国の鎮兵を停止して当国の兵士を加点した例になつて、兵士四千人を加点して他国の鎮兵二千五百人をやめたいという申請が陸奥国から出されてゐるが、この事例からも明白なように、鎮兵に對置されるべきものは当国兵軍団兵であつて、決して柵戸ではないのである。ただ柵戸は、『統紀』天平宝字四（七六〇）年十月癸酉条に「陸奥国柵戸百姓」とあるように、身分的には百姓なのであつて、一般の公民と同様に兵役の義務を負つてゐたといふことを看過すべきではないであらう。柵戸などの移民に対してはしばしば給復などの優遇措置が講じられた

が、兵役を免除するといった措置は史料上確認できない。また『続紀』神護景雲三（七六九）年正月己亥条では、陸奥国司が、天平宝字三（二二〇）年の符によつて浮浪一千人を桃生柵戸に配したが、定着せずに逃亡してしまふので、隣国の三丁以上の戸二〇〇〇烟を募つて桃生・伊治二城に安置して辺境の戍とし、その安堵にしたがつて鎮兵を減省したいと願つたのに対して、太政官は罪のない民を辺城の戍に移配しても情勢が不穏となつて逃亡が止まないとして、当国・他国を問わず一般民戸に法外の復を給して移住者を募るといふ方針を打ちだすのであるが、ここでは柵戸がはつきり「辺城の戍」と認識されているばかりでなく、その定着にしたがつて鎮兵を減員するという政策が掲げられており、現実に当国兵の供給源として、一定の軍事的役割を担つていたことを認めざるをえないであらう。

また黒川以北十郡に直接関係するものとして、丹取郡建置のときよりや時代はくだるが、田尻町の木戸瓦窯跡から「——」郡仲村郷他辺里長／二百長丈部皆人」というヘラ書きのある多賀城創建期の平瓦が出土している。この瓦は通称「二百長瓦」として著名なものであるが、欠けている郡名は新田郡で、「二百長」とは軍団で二〇〇人の兵士を管轄する校尉の別名であり、「丈部皆人」はその氏姓からみて移民系すなわち柵戸の人物、それも里長（この場合は郷里制下の里へ「ごごと」の長）を兼務しているからある程度の有力者と判断される。里長が二百長を兼務しているということは、この一例のみでは断定はできないものの、郷里制の支配機構が軍団の徴兵・訓練組織と結びついていたことをよく示唆するものである。いずれに

しても多賀城の創建期には黒川以北十郡の柵戸系の人びとが軍団兵士、すなわち当国兵として徴発されていたことは認めなければならぬであろう。ただ城柵に詰める当国兵は、陸奥全域の軍団から上番してきたと考えられるから、柵戸は陸奥国の他地域の公民とともにその供給源の一部を構成していたということである。とすれば、丹取郡の建置後、おそらくほどなくして丹取軍団が置かれたのは、大崎地方に移配された柵戸を兵士として徴発する機構がとのえられたということにほかならない。また別稿で論ずるように、近夷郡の住民は非常時には城柵にたてこもつて難を逃れるとともにその防守にあつたから、城柵周辺に民を集住させること自体に城柵の軍事的基盤を強化するというねらいがあつたということも認めなければならぬであろう（拙稿「近夷郡と城柵支配」（『東北学院大学論集』歴史学・地理学 二二号掲載予定）。そういう意味で靈龜元（七一五）年五月の東国からの富民柵戸の大量移配は、移配先の軍事的基盤を強化するということがその主目的であつたと考えられるのである。

つぎに黒川以北十郡の成立を考えるうえで重要な史料は、さきにもふれた神龜五（七二八）年四月の丹取軍団を玉作軍団と改めたという記事である（『統紀』同年四月丁丑条）。軍団名には通常郡名を冠するから、これはこのときに近いころに玉作（造）郡が成立したことにとまなう改称と考えられる（『工藤雅樹』「多賀城の起源とその性格」（『古代の日本』八 東北 角川書店 一九七〇）。高橋氏、前掲『蝦夷』（二九頁）。大崎地方は地形的に一つのまとまりをもっているばかりでなく、古墳時代においてすでに文化的に一つのまと

まった地域を形成していたといわれている。そのようなところに小規模でかつほぼ同規模の多数の郡が出現するのは、何らかの政策的意図のもとにいっせに行なわれたと考えざるを得ない(今泉氏、前掲「名生館遺跡と県北の支配」)。こうして玉作郡の成立とときを同じくして大崎地方で郡の再編が行なわれた、すなわち黒川以北十郡が成立したことが想定され、その下限は神亀五年ということになる(工藤氏、前掲「多賀城の起源とその性格」)。丹取軍団から玉作軍団への改称が玉作郡の成立にともなうものとすれば、玉作郡したがって黒川以北十郡の成立は神亀五年からそうさかのほらない時期とみてよいと思われるが、その上限を直接的な根拠によって明確に限定することはむずかしい。

既述のように、靈亀元(七一五)年の東国富民の大量移配は、黒川以北十郡の成立を考えるにあたってきわめて重要な意義をもつものであったが、それがそのまま十郡の成立にむすびついたわけではなく、なお十年前後の歳月を要したとみられ、その間陸奥国は激動の時代を経なければならなかった。養老二(七一八)年には陸奥国から石城・石背両国が分離するが、その後養老四(七二〇)年九月に蝦夷が反乱をおこして按察使上毛野広人を殺害し、さらに神亀元(七二四)年三月になって海道の蝦夷の反乱がおこり、陸奥大掾の佐伯屋麻呂が殺されるなどという重大な事件が相つぐ。詳細は次節で検討するが、その間政府は陸奥鎮所を蝦夷支配の拠点とする政策を中心に、東国の人的・物的資源に依拠しつつ蝦夷支配のための基盤づくりを小規模になった陸奥国で強力に推進していくのである。

したがってこれらの蝦夷の反乱は、出羽建国の際に、それに蝦夷が頑強に抵抗したように(平川南「古代東北城柵の特質について」『東北歴史資料館研究紀要』四 一九七八)、律令国家側の強政策に蝦夷が反発しておこったものとみることができよう。黒川以北十郡が成立するためには、なお現地でこのような組織的な基盤づくりを行なう必要があったのである。

以上、黒川以北十郡の成立過程を文献史料によって検討してきたが、ここでもう一度まとめると、まず七世紀後半段階に少なくとも志太地方は中央政府の支配下に入っており、兵士の徴発なども行なわれていたが、八世紀初頭までにそこに信太郡が建郡されると、その後銅六(七一三)年に玉造地方に新たに丹取郡が置かれると、ほどなく富民柵戸の大量移配が実施されるとともに丹取軍団が置かれて、大崎地方において蝦夷支配のための基盤強化策が組織的に実施される。つづく養老年間には、鎮所の蝦夷支配の拠点化を中心に大崎地方の蝦夷支配の基地化がいつそう推進され、そのような政策の一応の帰結点として神亀五(七二八)年に近いころに黒川以北十郡がいっせいに成立するのである。

黒川以北十郡の成立過程がほぼ以上のごとくであったとすると、その成立までにはいくつかの段階を想定することができると思われる。すなわちその第一段階は陸奥国の成立から丹取郡の建置までの期間で、その詳細は文献史料からは不明であるが、すでに大崎地方にまで中央政府の支配が及んでおり、一部では建郡もおこなわれていた。建郡の事実と『日本書紀』持統紀三年正月丙辰条の「陸奥国

優崎疊郡城、養蝦夷脂利古男」の存在などから推測して、大崎地方にもすでに柵が設置されて東国などから柵戸が移配されていた可能性も十分に考えられる。第二段階は丹取郡の建置から黒川以北十郡が成立するまでの時期である。この期間は中央政府の大崎地方に対する政策がもつとも積極化する時期にあつており、この地域を蝦夷支配の拠点とする政策が強力に推進される。そうしたなかで蝦夷の反乱によって按察使や国司が殺害されるなどという重大な事件が相ついでおこり、当時陸奥国では、政府の強政策によってかなり不穏な情勢が惹起されていたことがわかる。第三段階が黒川以北十郡の成立する神龜年間ごろ以降で、第二段階の積極策が一段落し、その結果新しい体制が陸奥国にできて相対的な安定期をむかえる時期である。この新しい体制とは、石城・石背両国の陸奥国への再併合、新たな陸奥の国府としての多賀城の創建、鎮兵制の実質的成立・軍団制の整備強化による東国への依存度の縮小化、陸奥現地の国力・軍事力の強化などの一連の政策の実施によって、東国への依存を最小限にして陸奥一国で蝦夷支配の遂行を一応可能にする態勢が樹立されることをさすが、このことについては次節で詳述する。

以上が文献史料からみた黒川以北十郡の成立過程であるが、これは現在までの考古学の分野における調査・研究の成果と大筋において符合すると思われる。進藤秋輝氏によれば、近年の宮城県内の城柵官衙遺跡調査の成果からみると、(1)瓦の分布から七世紀末ないし八世紀初頭段階にすでに大崎地方までが律令体制に組み入れられており、多賀城創建の支配領域はそれを継承したものにすぎないこと、

(2)多賀城創建期頃に県北諸郡が分割されるが、それ以前は名生館遺跡（A期・B期・伏見廃寺跡や一関遺跡など、多賀城よりさかのぼる遺跡が複数存在することから、複数の郡が存在していた可能性が大であること、(3)関東系の技法で作られた土師器の出土傾向から、七世紀後半から八世紀前半にかけて関東地方との交流がきわめて盛んだったこと、などを指摘しているが（進藤氏、「多賀城創建をめぐる諸問題」〔前掲「東北古代史の研究」所収〕）、これらの諸点はいずれも如上の考察結果と矛盾しない。とくに(2)で多賀城の創建以前に大崎地方に数郡が存在していた可能性を指摘していることは注目される。

以上、本節では黒川以北十郡の成立過程について考察してきたが、つぎにその成立の時期に相前後して実施される一連の陸奥国にかかわる政策の性格を考え、それとの関連で黒川以北十郡成立の意義を考えてみることにしたい。

二、「神龜元年」体制と黒川以北十郡の成立

前節で見たように黒川以北十郡が成立するのは、和銅六年の丹取郡の建置以降に実施される一連の蝦夷支配のための積極策の結果としてであった。本節では、十郡の成立前後の時期の東北政策の変遷をたどって、十郡の成立を律令国家の蝦夷政策のなかに位置づけてみたい。

養老二（七一八）年五月に陸奥国から石城・石背両国が分置され、

陸奥国は従来にくらべて格段に規模が縮小されることになった。これが律令国家の蝦夷政策の重要な変更を意味することが、最近改めてクローズアップされてきているが〔今泉氏、前掲「名生館遺跡と東北の支配」。工藤氏、前掲「石城、石背両国の分置と広域陸奥国の成立」。同氏「多賀城以前」〔福大史学〕四六・四七合併号 一九八九〕、基本的には工藤氏が述べているように、和銅五（七二二）年の出羽建国と同様に、蝦夷と境を接する特別な地域を別個の国として独立させるという意味があつたと解される。それを示すように、その後、新制陸奥国では蝦夷支配の基地化が以前にもまして強力に推進されることになるのである。養老六（七二二）年間四月、政府は有名な百万町歩開墾計画を含む一連の政策を發布するが、そのなかで陸奥国出身の「授刀・兵衛・衛士、及位子・帳内・資人并防閑・仕丁・采女・仕女」などをすべて本国に送還するように命じ、また他国からの移住者には徴税を一年猶予することを定例化し、さらには「鎮無ニ儲糧一、何堪ニ固守二」として、鎮所へ穀を運んだものにもその距離と数量に応じて位を授けることにして、鎮所への運穀を奨励している〔統紀〕同年閏四月乙丑条。これらは北啓太氏も指摘しているように、陸奥現地、すなわち新制陸奥国の国力、なかななく軍事力の充実を目的とした政策〔北啓太「征夷軍編成についての一考察」〔書陵部紀要〕三九 一九八八〕であつたことは明白であろう。都に行っている人びとを本国に召還するとともに、税制上の優遇措置を講じて他国民の移住を容易にしたのは兵士の要員を含む人的資源を確保するためであり、鎮所への運穀の奨励はいうまでも

なく軍糧などの物的資源の確保を目的としたもので、いずれも蝦夷支配を遂行するために不可欠のものであつた。かかる方針はすぐさま実施に移され、わずか四カ月後の同年八月には諸国司に柵戸一千人を簡点して陸奥鎮所に送るよう命じているし〔統紀〕同年八月丁卯条、翌養老七（七二三）年二月と翌々神龜元（七二四）年二月には私穀を陸奥鎮所に献じた人びと合わせて十三人に外従五位下が授けられている〔統紀〕養老七年二月戊申条 神龜元年二月壬子条。石城・石背両国は短期間でふたたび陸奥国に併合されるが、その時期は明確にはわからない。ただ「類聚国史」巻八三免租税の養老四（七二〇）年十一月甲戌条に「勅、陸奥・石背・石城三国調庸并租、減□之」と石城・石背の国名が見えており、一方「統紀」神龜五（七二八）年四月丁丑条には「陸奥国請下新置ニ白河軍団一、又改ニ丹取軍団一為中玉作軍団上。並許レ之」とあつて、白河軍団が陸奥国の管轄になっているから、この間に再併合されたことはまちがいない。ところがその間の「統紀」神龜元（七二四）年四月癸卯条には「坂東九国」という表現が見えている。国史大系本の頭注は「九国。恐八国之誤」とするが、「統紀」の写本は一致して「九国」としており、簡単に誤りとするわけにはいかない。むしろこの九国は通常の坂東八国（相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸・上野・下野）に陸奥を加えたものと考えるべきで、このときまでに石城・石背両国は消滅していたとみられるのである〔喜田貞吉「石城・石背両国建置沿革考」〔喜田貞吉著作集〕四 歴史地理研究 平凡社 一九八二、原論文の発表は一九二二〕。今泉隆雄「陸奥国の建国と郡山遺跡」

〔前掲「図説宮城県の歴史」〕。すなわち石城・石背両国は養老二年五月に建置され、養老四年十一月以降神龜元年四月までの三年余の間に再併合されたことになるわけで、存続期間は二年半から最大限でも六年たらずということ、きわめて短命な国であった。この間律令国家はめまぐるしく蝦夷政策を転換したことになるが、その意味するところは以下でさらに具体的に考えてみることにしたい。

このように見てくると、奈良時代前半で鎮所が集中的に史料に現われる時期と石城・石背両国が分置されていた期間がほぼ対応することに気がつくが、それは単なる偶然ではなく、二国の分置と鎮所の整備・強化とが一連の政策として結びついたことによるものではないかと思われる。すなわち二国を分離した新制陸奥国では、丹取郡の建置とそれにつづく東国からの富民柵戸の大量移配という和銅〜靈龜年間の大崎地方の基盤整備を受けて、主として東国からの人的・物的資源の一層の集積をおこなって鎮所を蝦夷支配の拠点化する⁽¹⁾ という政策を強力に推進し、新制陸奥国の国力、なかならず軍事力を強化して蝦夷支配のための特別な地域Ⅱ基地として整備するという政策をとった。東国の豊富な人口と経済力に依拠して蝦夷と境を接する地域を軍事的・経済的にいっそう強化し、蝦夷支配の拠点として整備する、というのがこの時期の中央政府の基本方針であったのである。その場合の石城・石背両国の役割であるが、それを明示する史料は見当たらないが、陸奥国から分離したということ、坂東諸国とともに新制陸奥国の基盤強化のための人的・物的資源の供給基地と位置づけられたとみるのが自然で、『統紀』養老六

(七二二)年八月丁卯条の「令下諸国司簡三柵戸一千人、配中陸奥鎮所上焉」という記事の「諸国司」のなかには石城・石背両国の国司も含まれていた可能性がよい。

周知のように「和名抄」によると、黒川以北十郡の郡郷名には坂東諸国の国郡名と一致するものが多く、ほかに少数ではあるが、黒川郡白川郷、賀美郡磐瀬郷など陸奥国南部の郡名と一致するものもあり、いずれも移民の郷里の国郡名に由来するものと考えられている。また改賜姓の際に陸奥国北部諸郡のひとつが南部諸郡のひとつと一括して同じ氏姓を賜与されている事例が散見される。神護景雲三(七六九)年三月の有名な大國造道嶋嶋足の申請による大量賜姓の際には、賀美郡の丈部国益が白河郡・標葉郡の丈部とともに阿倍陸奥臣を、また黒川郡の靱大伴部弟虫ら八人が白河郡の靱大伴部とともに靱大伴連を賜与されている(『統紀』同年三月辛巳条)。ほかにも延暦十六(七九七)年正月には黒河郡の大伴部真守が行方郡の大伴部とともに大伴行方連を、富田郡の丸子部佐美と小田郡の丸子部稻麻呂が安積郡の丸子部・大田部とともに大伴安積連を賜与されている(『後紀』同年正月庚子条)。奈良時代の改賜姓は同族ないし同相関係にもとづいて実施されるものであるから(拙稿、「令制下のカバネと氏族系譜」(『東北学院大学論集』歴史学・地理学 一四一九八四)、これらは互いに同族であることを示すものとみられ、ある時期に一族の一部が陸奥南部の諸郡から黒川以北の諸郡に移住した結果、本質地を異にするようになったのであろう。彼らの移住の時期を確定することはできないが、神護景雲三年以前にすでにあつ

たことは確かであり、改賜姓の対象となつていような在地の有力豪族が含まれていることからすれば、柵戸の変質する天平宝字年間以前のものと推定して誤りあるまい。このようにみてくると、これらの陸奥南部から黒川以北十郡への移民のなかには石城・石背両国が分置されていた時期のものも含まれていた可能性が大いにあると思われるのである。

いづれにしても石城・石背二国の分置は、この両国を坂東諸国とともに新制陸奥国の後方基地として位置づけるといふ意味をもつていたと思われ、両国が陸奥国に再併合されるまでの間、新制陸奥国では両国と坂東諸国の国力に依拠して如上の一連の政策が実施されていく。つぎにこれら一連の政策の意義をさらに具体的に考察してみたいと思うが、その際特に問題となるのが、この時期の史料に集中的に現われる鎮所の性格と、それと密接に関連するとみられる鎮兵制度の成立である。まず陸奥(国)鎮所とは、具体的には、天平五(七三三)年十一月十四日勅符にみえる「鎮奥塞」〔三代格〕大同五年五月十一日官符所引)、さらには『統紀』天平九年四月戊午条の「玉造等五柵」との関連性を想定して、当時建郡が進行中の大崎地方にその中核として置かれた、柵戸の付属する複数の城柵を総称したものとする佐々木茂楨氏の見解が妥当と思われる(佐々木氏「多賀城と玉造等諸柵」〔国史談話会雑誌〕豊田・石井両先生退官記念号 一九七三)。

この鎮所について、佐々木茂楨氏は「柵戸收納の行政的性格のつよい複数の城柵」としているが、『統紀』養老六(七二二)年間四月

乙丑条では、鎮所への運穀を奨励するにあたって「鎮無儲糧、何堪固守」と述べられていることからみても、兵士などが常駐する施設とみられ、その軍事的性格を軽視することはできないであろう。そこで鎮所と鎮兵制度との関連が問題となつてくる。

東国出身者による專業兵士としての鎮兵制度は、神龜元年(七二四)年二月条の「陸奥国鎮守軍卒」を鎮兵類似の制度とみて、実質的には神龜元年ごろまでに成立していたとする見解がほぼ通説となつている。鎮兵は一般農民層から徴発されるという点では軍団兵と同じであるが、種々の点で軍団兵とは際立つた違いがあつた。まず軍団兵が軍団に所属し、軍団ごとにくつかの番に分かれて(『統紀』慶雲元年六月丁巳条には「団別分爲三十番」とある)、比較的短期間ずつ(十、十五日程度)、年間数回の国内上番をおこなつていたのに対して、鎮兵は城柵に本属し年間を通して城柵に詰めていた。軍団兵の国内上番とは軍団や国府に上番して訓練を受けたり、国府や軍団倉庫の警備を行なうことであるが(『統紀』慶雲元年六月条と国内上番については、北啓太「軍団兵士の訓練に関する一考察」〔続日本紀研究〕二二四 一九八二 参照)、陸奥・出羽では国府に加えて城柵にも上番して警備にあつたことが知られる。また軍団兵が私糧を食むのに対して、鎮兵は公糧を支給された。鎮兵は妻子を同伴して赴任することが許され、農耕生活を営んだようであるが、年間を通して兵役にあるため、実際には生業に従事することは困難であつた。鎮兵制度の維持に公糧の支給が不可欠であつたゆえんである。この鎮兵制度が鎮兵にとつてきわめて苛酷なものであつたこ

とはいふまでもなく、「三代格」所収弘仁六（八一五）年八月二十三
日官符に「百姓苦レ役無レ過ニ鎮兵」。当レ戌之年妻子共赴。絶レ隣在
レ遠無レ所ニ乞賃。身迫ニ公役ニ不レ違ニ耕作。尽売ニ衣物ニ僅資ニ妻
子。帰レ郷之日裸身露頂、道程僻遠復無ニ路糧。望ニ其旧居ニ応
レ无ニ所処。因レ斯規レ留ニ奥地、長絶ニ帰情。山川迂遠無レ由ニ檢
括。奥地米宛熟郡先竭、職此之由」と、その窮状が具体的に述べら
れているし、そのほかにも「比年、諸国発入鎮兵、路間逃亡」（『統
紀』神護景雲二年九月壬辰条）、「出羽国鎮兵……在ニ辺戌一家業絶
亡」（『後紀』弘仁二年七月乙未条）などといった記述がある。一方
この鎮兵制度は律令国家にとつても非常に大きな財政上の負担と
なった。陸奥の鎮兵糧は神護景雲二（七六八）年に三十六万束（『統
紀』神護景雲二年九月壬辰条）、弘仁元（八一〇）年には五十余万束
（『類聚国史』卷八四公廩 大同五年五月壬子条）にもほり、その
負担が在地の疲弊をまねいて深刻な状況を生み出していることがし
ばしば語られており、それが鎮兵を減員・停廃する際の主要な理由
とされているのである。蝦夷支配の遂行のための常備軍（城柵の造
営・修理の労働力ということも含めて）の中核として陸奥出羽両国
に特設された鎮兵制度が破綻していく過程に、律令国家の蝦夷政策
の矛盾が集中的に現われているといつてよいであろう。

以上鎮兵制度の概要をみたが、かかる兵制の創設には要員の確保
とともに、それを支えるのに必要な膨大な額の鎮兵糧の確保が不可
欠であったと推察される。そこで注目されるのが養老六（七二二）
年から神龜元（七二四）年にかけて集中的に現われる陸奥鎮所への

私穀の運送である。この私穀が軍糧であることは、前引の養老六年
閏四月条に「鎮無ニ儲糧」、何堪ニ固守」とあることから明らかで
あるが、これこそ鎮兵制度の前身にあたる專業兵士制の創設にあ
たって、それに必要な糧食の備蓄をおこなったものと解しうるので
はなからうか。虎尾俊哉氏は養老六年八月丁卯条の「令下諸国司簡
点柵戸一千人、配ニ陸奥鎮所ニ焉」という柵戸の移配記事に注目
し、ここで柵戸が従来のように戸単位でなく、人単位で示されてお
り、「戸を単位とする移住ではなく、単身で陸奥鎮所に配属されるも
のであるから、これは鎮所の軍卒、つまり鎮兵にほかなるまい」と
推定し、養老六年が陸奥鎮所の整備のうえで一つの画期であったこ
とを指摘している（虎尾氏、「律令国家の奥羽経営」（『古代の地方史』
六 奥羽編 朝倉書店 一九七八）。既述のように、柵戸それ自体
は城柵の管轄下にある公民ということで、兵制上の区分ではないが、
柵戸移配の軍事的意義を否定しがたいとすれば、人単位であること
といい、移配先が鎮所であることといい、その蓋然性は高いと思わ
れる。しかもこの時期に鎮所に專業兵士制の創設に不可欠な軍糧の
集積を組織的にこなっているのである。これだけの条件がそろつ
ているのであるから、これらの諸事象を他の観点からより整合的に
解釈できないかぎり、この時期の一連の政策によつて、養老六年に
移配された一千人の柵戸を中核として、鎮兵制の前身となるような
專業兵士制が神龜元年までに成立し、鎮所―城柵に配備されるよう
になったとみることがもつとも妥当であると思われる。

この鎮兵制の実質的成立は、城柵支配の進展を考えるうえできわ

めて重要である。というのは、この鎮兵は、以後、弘仁六（八一五）年八月に鎮兵一千人を廃止して代わりに健士三千人をおくまで、ほぼ全期間を通じて（一時他国の鎮兵が全廃されたことがあったが）当国兵とともに城柵に配備された陸奥国の常備軍の主力を構成していたからである。そして今泉隆雄氏が述べているように、この令外の兵制である鎮兵を統轄する官司として設けられたのが、令外の官である鎮官によつて構成された鎮守府であつたと考えられ、鎮守府が成立したのもこの神亀元年前後のこととみられるのである（今泉氏、前掲「多賀城の時代」）。すなわち鎮兵制度とその統轄官司としての鎮守府の成立によつて、城柵には当国兵と鎮兵がつねに配備され、城柵に派遣された国司が前者を、鎮官が後者を率いる（ただし国司と鎮官は兼任されることがしばしばあつた）、という平時の蝦夷支配の軍事的基礎ができあがるのである。

ところが以上にみたような方針は、神亀元年ころを境にして大きく転換していく。北啓太氏は養老四年までと神亀元年以降では、征夷軍の編成に大きな違いのあることを指摘している。すなわち征夷軍の動員地域に、養老四年の発動までは坂東諸国以外にも北陸道諸国や遠江・駿河・甲斐・美濃・信濃といった国々も見えるのに対し、神亀元年以降は坂東諸国に限定されてしまう。その間、陸奥では現地の国力、なかんずく軍事力の充実が図られ、その一環として陸奥国で常成に当る鎮兵の制が神亀元年までに実質的に成立すると考えられる。鎮兵は主として坂東諸国から派遣されてきているので、厳密には現地軍ではないが、事にあつて臨時に動員する（『征夷軍』こ

とをなるべく避け、現地に常駐する兵力を強化することで征夷に備えるという方針がとられるのである。その点で鎮兵制は、坂東からの征討軍の常駐化ともみることができ、このような征夷における現地重視の方式は、その後も継続してとられる。神亀元年の征夷においても、天平九（七三七）年の陸奥・出羽直路開削に際しての軍事行動においても、現地の官人（按察使・陸奥国司・鎮守府官人）が主導しているし、天平九年以降は宝龜十一（七八〇）年伊治公皆麻呂の乱まで征討使の派遣は一度もなく、按察使・陸奥出羽国司・鎮守府官人等が征夷事業を主導し、政府がその事業にてこ入れしようとするときは、鎮守副將軍の任命という形をとっている。兵力についてみても、天平九年以降、宝龜十一年の覺繁城築城までは、あくまでも陸奥出羽の現地が主として負担し、その間坂東からの支援もあつたが騎兵に限られていた、としている（北氏、前掲「征夷軍編成についての一考察」）。

この征夷軍に関する北氏の見解には注目すべき点が多々あり、当該時期の蝦夷政策全体の性格を考えるうえでも示唆に富んでいると思われる。北氏は神亀元年の征夷軍の派遣以降、陸奥出羽現地主導型の征夷が推進されていったことを明らかにしたが、神亀元年前後に蝦夷政策に大きな面期があつたことは、ほかにもいろいろな点から跡づけることができる。まず周知のごとく、多賀城碑で多賀城の創建を神亀元年としていることがあげられる。この多賀城碑は明治年間に偽作説が唱えられて以来、それが有力視されてきたが、近年碑の再検討がおこなわれた結果、偽作説の根拠が決して十分とはい

いがたいこと、さらに偽作説の積極的反証として、碑文の割り付けに天平尺が使われている可能性がよいこと、発掘調査の結果判明した多賀城の遺跡の変遷と碑文の内容が符合することなどが明らかとなり、真物説がにわかにつよまっている。^(補註)このような近年の成果を受けて今泉隆雄氏は、碑文を多賀城の理解に積極的に利用することを提唱しているが(今泉氏「多賀城碑は真物か偽物か」(前掲『図説宮城県史』)、偽作であるという積極的な根拠がなくなったのであるから、碑は新たな疑点が発見されなにかぎり真物として取り扱われるべきであって、著者も今泉氏の意見に賛成である。そこでここでは多賀城の創建を、碑文に依拠して神亀元年と考えておく。

ただ今泉氏も注意しているように、碑文の「此城神亀元年……大野朝臣東人之所置也」という記述は、城の完成時か造営着手時かが必ずしもはっきりしないので、完成は神亀元年ごろと多少幅をもたせておいたほうがよいであろう。多賀城は当初から陸奥国の国府であったと考えられており、また既述のように鎮守府も神亀元年前後に鎮兵の統轄機関として成立したとすれば、多賀城は当初から陸奥国府兼鎮守府として創建されたことになり、これが律令国家の東北政策のうえできわめて重要な意義をもっていたということは改めて述べるまでもなからう。

さきに養老二年五月に建置された石城・石背両国が養老四年十一月以降神亀元年四月までの三年余の間に再併合されたことをみたが、この石城・石背両国の再併合は多賀城の創建⇨陸奥国府の新設の直前ないし同時期にあたっていることになり、両者は一連の政策

とみることができると思われる。すなわち多賀城は復活した広域の陸奥国の国府として創建されたという意義があるのである。つきにこの点をいわゆる広域陸奥国復活の意義を考えながらさらに検討してみたい。

北氏は神亀元年以降、律令国家は臨時に東国を中心に編成される征夷軍に依存する体制を改め、陸奥現地の国力を高めて恒常的な蝦夷支配体制を陸奥国に確立する方向へ政策を転換したことを明らかにした。このことは東国出身者による鎮兵制の創設などに示されるように、決して坂東諸国の負担がなくなるというわけではなかったが、少なくとも桃生・雄勝両城の築城によって蝦夷政策が積極化する天平宝字年間⁽⁴⁾ごろまでは、陸奥国内の蝦夷支配体制の強化につとめて坂東諸国への依存を最小限にとどめようとする姿勢が、蝦夷政策の各分野にわたって顕著に認められるのである。

最初に他国からの柵戸の移配についてみると、養老六(七二二)年八月の「令下諸国司簡二点柵戸一千人^一、配中陸奥鎮所上焉」^{〔統紀〕}同年八月丁卯条」を最後にしばらく文献史料から姿を消し、つきに確認できるのは柵戸が変質し、罪人や浮浪人などが中心となって徒刑労働的色彩が強まるといわれている天平宝字年間以降のことである。それも出羽では「統紀」天平宝字三(七五九)年九月庚寅条に「遷二坂東八国、并越前・能登・越後等四国浮浪人二千一人^一、以為二雄勝柵戸^一」とあり、このときに坂東や北陸諸国から大規模な浮浪人の移配がおこなわれているのに対して、陸奥では同書天平宝字二(七五八)年十月甲子条に「発二陸奥国浮浪人^一、造二桃

生城。既而復^二其調庸^一、便即占着。又浮岩之徒、貫為^二柵戸^一と見えていて、陸奥国内の浮浪人を桃生城の造営に動員したり、柵戸として移配している。ところがこの政策は、伊治城完成後の神護景雲三（七六九）年正月己亥条に「被^二天平宝字三（八二〇）年符^一、差^二浮浪一千人^一、以配^二桃生柵戸^一。本是情抱^二規避^一、萍漂蓬転、將^レ至^二城下^一、復逃亡」と実情が語られているように、浮浪人の規避・逃亡にあつてまもなく破綻してしまう。このころから桃生・伊治両城に関して、「陸奥国管内及他国百姓」（神護景雲二年十二月丙辰条）、「不^レ論^二当国他国^一」（神護景雲三月正月己亥条、あるいは「令^三坂東八国、各募^二部下百姓^一」（同年二月丙辰条）など）とあるように、陸奥国内ばかりでなくふたたび坂東諸国などからも、しかも浮浪人ではなく百姓を、「法外給復」をほどこすなどの、これまで以上の優遇措置を講じることによって二城に「安置」し、「辺守」に充てようとする政策に転換するのである。これは従前からの柵戸政策の行き詰まりがさらに進行して再度政策の転換を余儀なくされ、坂東諸国への依存をふたたびつよめざるをえなくなったことを意味するものと考えられる。このように柵戸政策の推移をたどつてくると、陸奥国で養老六年以降、じつに五十年近くものあいだ他国からの移民記事が見られないのは、単なる偶然ではなく、坂東諸国への依存を縮小しようとする政策の一環として、それまでの方針を転換した結果とみられるのである。⁵⁾

つぎに兵制の変遷についてみてみると、神龜元年二月には、すでに触れたように「陸奥国鎮守軍卒等」の本籍を除いて比部に貫し、

父母妻子とともに生業を営むことが許されている。これは鎮守軍卒の配属先である陸奥国北部諸郡に彼らを定着させようとする政策で、やはり陸奥国現地の蝦夷支配体制整備の一環と解されよう。『統紀』神護景雲二年九月壬辰条に「前守從三位百濟王敬福之時、停止他国鎮兵、点加当国兵士」とあつて、百濟王敬福が陸奥守であつた天平末年から天平勝宝初年にかけてのころに、他国の鎮兵が廃止され当国兵のみに切り替えられたことが知られる。⁶⁾このような体制がいつまで続いたのかさだかでないが、少なくとも蝦夷政策が積極化する天平宝字ごろまでは続いたとみてよいのではなからうか。⁷⁾これは東国への依存を縮小するという政策がその後さらに推し進められて、ついに陸奥国内の常備軍を当国兵だけで固めるといふ体制を生み出すにいたつたものと解されるが、じつはこのような当国兵重視の傾向はすでに神龜年間からみられるのである。すなわち神龜五（七二八）年四月に新たに白河軍団を置いているが、『統紀』同年四月丁丑条、「これは広域陸奥国が復活した直後に当国兵士制を拡充する政策がとられていたことを明示するものにほかならない。』三代格』所収の天平十八（七四六）年十二月十五日官奏によれば、当時陸奥国は六軍団制であつたことが知られる。その後、いつのころからかさだかでないが、陸奥国の軍団は減少傾向をたどつたようである。大同四（八〇九）年には四団で、さらに弘仁二（八一二）年にはわずかに二団になつてしまう。以後まもなく増加に転じ、弘仁六（八一五）年に六団制に復帰し、さらに承和十五（八四八）年までに一団ふえて七団制となつて延喜式制にいたる〔板橋源〕古代陸奥軍団

考」〔軍事史学〕五 一九六六（参照）。このようにみえてくると、陸奥では九世紀半ば以降の七団制の時期を除けば六団制が標準であったように推察されるが、この六団制は神亀五年の白河軍団の新設のときから天平十八年までの間に成立したことになる。他国の鎮兵の廃止を断行した背景には神亀年間以降のこのような当国兵士制の増強があったわけである。さきに、神亀元年の征夷軍の派遣以降、陸奥出羽現地主尊型の征夷が推進されていったということを北氏が明らかにしたことを述べたが、そのような方式を可能にしたものこそ、上述の神亀元年ごろの鎮兵制の創設とそれ以降の当国兵士の整備・強化にほかならなかったと考えられよう。

以上、石城・石背両国が再併合されて広域の陸奥国が復活する神亀元年ごろからあとの蝦夷政策を検討してきたが、東国の民を柵戸として陸奥へ移配することの中断といい、当国兵士制の増強とその一方で鎮兵制の縮小といい、それまでの坂東諸国の豊かな人口と経済力によって蝦夷と境を接する地域を強化するという方針ときわだった対照をみせており、坂東諸国への依存を最小限にとどめ、できうるかぎり陸奥一国で蝦夷支配の体制を維持しようという方針に大きく転換したことが明瞭にうかがわれるのである。とすれば、広域陸奥国の復活とは、石城・石背両国分置以前の体制にもどるということでは決してなく、一時陸奥国から切り離して坂東諸国とともに新制陸奥国の後援（『人的・物的資源の供給基地』）と位置づけられた両国を再び陸奥国に併合し、これらの地域を含めた広域の陸奥一国で、可能なかぎり蝦夷支配を遂行していこうとする体制を創設

したということにほかならないといえよう。そして多賀城はこのような新たな政策を推進していく拠点―国府兼鎮守府として創建されたと考えられるのである。そこで筆者は、このような石城・石背両国の再併合による広域陸奥国の復活とその国府兼鎮守府としての多賀城の創建、さらには神亀元年ごろを境とする坂東諸国への依存の縮小と陸奥一国による蝦夷支配体制の創設、という一連の政策によって生み出された新しい体制を、多賀城碑の多賀城創建の年次によって、かりに「神亀元年」体制と呼ぶことにしたい。

神亀元年ごろを境にして、律令国家がこのような蝦夷政策の大転換をおこなった理由はさだかでないが、おそらく石城・石背両国の分置した時期に強力に推進した新制陸奥国の基盤強化策が一応の成果をあげたということ、そのような全面的に東国に依拠した急激な強化策が東国にさまざまなひずみをもたらしたという両方のことで、政策の転換がはかられたのではないかと推測される。

前節で黒川以北十郡の成立過程を考察し、十郡は神亀五年に近いころにいつせいに成立したことを推定したが、これはまさしく「神亀元年」体制の成立時期にあたっており、黒川以北十郡の成立もまたこの新体制創設の一環とみられ、したがってその成立時期も神亀元年前後とみてほぼ誤りないであろう。さらに推測すれば、この新体制にもなつて国府―鎮守府機構に対応した当国兵と鎮兵の城柵への配備体制を敷くために鎮所の整備・再編がおこなわれ、それによって『統紀』天平九（七三七）年四月条に見える「玉造等五柵」が、新たな方式の蝦夷支配の拠点として、やはりこのころに成立す

るのではなからうか。

周知のように、多賀城の創建期の瓦は大崎地方の日の出山・木戸・大吉山の三瓦窯で生産されており、そのうえ多賀城創建期と同時期の瓦が古川市名生館遺跡（小館地区）、同市伏見廃寺、中新田町菜切谷廃寺跡、色麻町一関遺跡、宮崎町東山遺跡、田尻町推定新田柵跡などの大崎地方の遺跡から出土していることから、多賀城の創建と大崎地方の城柵ないし郡衙、およびその付属寺院の整備が同時期に一体の造営事業としておこなわれたことが考古学的に明らかにされている。このことは多賀城の創建と大崎地方の城柵ないし郡衙の整備が一連の政策の所産であることを如実に物語るものであり、如上の文献による考察ともよく符合するといえよう。

【註】

(1) 養老六年八月には「諸国司」に一千人の柵戸の簡点を命じているがこれは当然東国が中心であろうし、私殺を陸奥国鎮所に献じた人びとも常陸国那賀郡大領宇治部直荒山（養老七年二月条）をはじめとして神亀元年条に見る十二人の大半も氏姓からみて坂東や陸奥南部（一石城・石背）の豪族と思われる。

(2) 鎮兵については板橋源「陸奥出羽鎮兵考」（『岩手史学研究』八 一九五）が基礎的な考察をおこなっており、佐々木常人、前掲「鎮兵小考」は研究史を克明に整理して鎮兵をめぐる問題の所在を明らかにしている。

(3) たとえば「三代格」所収弘仁六年八月二十三日官符には、六千人の兵士を六番に分けて一番十日として「城塞」を守らせる、とある。

(4) 藤原仲麻呂政権下の天平宝字年間ごろからにわかに蝦夷政策が積極化することについては、虎尾氏、前掲「律令国家と蝦夷」、平川氏、前掲「律令制下の多賀城」など参照。

(5) いわゆる関東系土器が七世紀後半〜八世紀前半ごろの在地系の土器と伴出する例が多く、八世紀後半以降には例がないとされている（進藤氏、前掲「多賀城創建をめぐる諸問題」）のも、このような柵戸政策の転換を反映したものであろう。

(6) なお鎮兵の出身地については、当初よりしばらくの間は坂東出身者によって占められていたのに、弘仁六年までに他国の鎮兵は廃止されてしまい、陸奥のみから徴発されるようになる了一般に考えられているようであるが、この点は再検討の余地があるように思われる。というのは神亀元年に「陸奥国鎮守軍卒等」がその本籍を除いて比部に移住し、父母妻子とともに生業を営むことを許されており、この記事を北氏は「本来はやがて帰国する軍卒に対し、その願により家族ぐるみの移住を許したもの」と解しているが、該記事に「除三已本籍一便買二比部」とあるように、これは明白に移住であって、実体ばかりでなく戸籍上も陸奥国の住民として扱われるということである。帰国を前提とした一時的な移動なら本質を遷す必要はないはずであるから、佐々木常人氏のように移住とみるべきである（佐々木氏、前掲「鎮兵小考」）。しかもこれらの軍卒が、既述のように鎮兵制創設の中核となつたとすれば、鎮兵制は当初より、出身は東国であつてもすでに陸奥に移住した当国人の兵士、すなわち当国の鎮兵をその中核としていたということになる。さらにまた神護景雲二年九月条には「他国鎮兵」とあるので、ほかに「当国鎮兵」が存在したとも解しうる。そうであるとする、鎮兵制は当初より一貫して当国の鎮兵（そのなかには当然東国からの移住者が多数含まれていたであろうが）を主体としており、状況に応じてそれを補強するものとして他国の鎮兵が坂東諸国から数年の任期で派遣されてきた（宝龜六年十月には坂東諸国から出羽国に三年間を限つて兵士九六人を鎮兵として派遣している）と考えることもできるように思われるが、なお後考を俟ちたい。

(7) 「続紀」天平宝字三年十一月辛未条には「勅三坂東八国一、陸奥国若有三急速二索二援軍一者、国別差二発二千已下兵一。扱三国司精幹者一人二押領、速相救援」とあつて、このころから坂東諸国への依存をふたたびつよめていく傾向がみえはじめる。これはさきにもふれたように、天平宝字年間から蝦夷政策がにわかに積極化するということがあり、そのため陸奥一国の国力では支えきれなくなつてしまふためと思われる。

むすびにかえて

小稿で考察したごとく、律令国家は神亀元年ごろを境にして東北政策を大きく転換し、東国への依存を最小限にして陸奥一國で蝦夷支配の遂行をある程度可能とする「神亀元年」体制の確立へと向かう。そのあらわれが石城・石背両國の陸奥國への再併合と新たな陸奥の國府としての多賀城の創建、鎮守府―鎮兵体制の創建と軍団制の整備強化による陸奥現地の国力・軍事力の強化などの一連の政策であり、黒川以北十郡もこのような政策の一環として、多賀城、「玉造等五柵」と一体のものとして成立すると考えられるのである。そこでつぎに問題となるのは、このようにして陸奥一國体制の創設とともに成立した十郡が微小な郡の集合体として存在するという特異な形態をとつたのはなぜか、ということである。この問題を検討するためには、近夷郡として城柵の設置された地域に存在した十郡が、城柵の蝦夷支配とどのように関わり、また郡固有の機能としてどのようなものを有していたかを明らかにする必要がある。

城柵設置地域の城柵と郡の関係に関しては、城柵の本質の理解が重要となってくるが、城柵は当初から兵力と物資の供給源としての移民系の住民（柵戸、浮浪人など）と俘軍の要員としての帰順した蝦夷系の住民（柵養蝦夷・俘囚、帰降夷俘など、時期、実体の相違によって名称が異なる）を付属させて、ある程度自律的に蝦夷支配をおこなうことのできる組織として設置されたところに顕著な特徴

があり、この特徴は蝦夷支配が積極化し、柵戸が変質する八世紀後半以降も本質的に変わらない。この時期に蝦夷との戦闘が長期化した近夷郡の人びとが逃亡してしまうと、国郡はさまざまな手立てを講じて人びとの来集につとめている。これは城柵支配が城柵に付属する移民系・蝦夷系の人びとの存在に支えられていたことを端的に物語るもので、これらの民の十分な集住なしには城柵支配を遂行することは不可能だったのである。

近夷郡はこのような特殊な地域に建置された、その形態も住民構成もきわめて特殊な郡であつて、これらの郡は、他にくらべて在地の状況がきわめて流動的な地域で、城柵支配の基盤となる人びとの確保と徴兵・徴税（近夷郡では租税の優遇措置が講じられていたが、それは一定期間の給復を中心とするもので、決して無条件に租税が全免されていたわけではない）を可能とするような支配秩序の維持をおこなわなければならなかつた。詳しくは別稿「近夷郡と城柵支配」に譲るが、黒川以北十郡が微小な郡の集合体として存在した理由は、このような近夷郡のおかれていた特殊な状況と、東国からの移民を母体として組織された郡であるということを十分にふまえないながら、城柵支配との関連で説明されなければならないであろう。

（補註）脱稿後、近年の多賀城碑の研究を集成した安倍辰夫・平川南編「多賀城碑―その謎を解く」（雄山閣出版）が刊行された。